

「たばこマナー向上活動団体」制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び事業者等が自主的に喫煙マナーの向上に取り組む「たばこマナー向上活動団体」（以下「活動団体」という。）制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動団体)

第2条 本制度の対象となる活動団体は、自主的に喫煙マナーの向上に取り組む市民及び事業者等の団体のうち、市長が団体の活動意欲、活動区域の状況その他の事情を考慮して適当と認めるものとする。

(主な活動区域)

第3条 活動団体が主に活動する区域は、当該活動団体が本制度に申込みをする際に申告した区域に基づき市長が定めるものとする。

2 活動団体が申告する区域の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区域が明確であること
- (2) 活動団体が所在し又は頻繁に活動できる区域であること
- (3) 活動団体の活動に対して、当該区域の市民及び事業者等の理解及び協力が得られること

(活動内容)

第4条 活動内容は、喫煙マナーの向上を目的とした啓発活動とする。併せて、違法駐車防止対策、自転車利用者の交通ルール及びマナーの啓発並びに歩きスマホ等の自粛に係る啓発活動とする。

2 活動団体に対して、路上喫煙者に対する指導等の特別な権限は付与しないものとする。

(啓発活動支援物品)

第5条 活動団体が支給の申込みをすることができる物品は、別表に掲げるもののうち、活動団体が必要と認めるものとする。

(活動申込み及び認証)

第6条 本制度による活動を行おうとする活動団体は、申込書（第1号様式）により市長に申込みを行うものとする。

2 市長は、第2条の規定に基づき審査した結果、適当と認めた団体を活動団体として認証するものとする。

(啓発活動物品支援申込み)

第7条 活動団体は、支援を受けようとするときは、申込書（第2号様式）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、予算の範囲内で活動団体に対して支援を行うものとする。

3 支援の期間は、原則として、市長が認証した日から翌年度の3月31日までとする。

(活動報告)

第8条 活動団体は、活動状況報告書(第3号様式)により、翌年度4月末までに、活動内容について報告をするものとする。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民局くらし安全推進部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

(決定の日は、平成26年6月12日)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

別表（第5条関係）

啓発活動支援物品
チラシ
のぼり
ポスター
横断幕
ポケットティッシュ
腕章
たすき
ステッカー
看板
ウェットティッシュ
ジャンパー
ベスト
帽子
ポロシャツ
うちわ
その他くらし安全推進部長が必要と認めるもの

第1号様式（第6条関係）

「たばこマナー向上活動団体」制度実施申込書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申込者の主たる事務所の所在地	申込者の名称及び代表者名（記名）
	電話 —

「たばこマナー向上活動団体」制度実施要綱第6条の規定により，本制度による活動を行うことを申し込みます。	
活動団体の名称	
活動区域の名称 (〇〇学区，〇〇商店街等)	
活動区域の住所表示 (〇〇区〇〇町)	
活動内容	
支援申込期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動開始予定日	年 月 日
活動者数	人
活動者名簿	別添名簿のとおり
活動区域の地図	別添地図のとおり

注 活動者名簿及び活動区域の地図を添付して提出してください。

第2号様式（第7条関係）

啓発活動支援物品申込書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申込者の主たる事務所の所在地	申込者の名称及び代表者名（記名）
	電話 —

「たばこマナー向上活動団体」制度実施要綱第7条の規定により、啓発活動支援物品の支援を申し込みます。

啓発活動支援物品	数量

第3号様式（第8条関係）

活動状況報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
活動団体の主たる事務所の所在地	活動団体の名称及び代表者名（記名）
	電話 —

「たばこマナー向上活動団体」制度実施要綱第8条の規定により、当団体の当該年度の活動について、下記のとおり報告します。	
活 動 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
活 動 場 所	
活 動 内 容	